

神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大により深刻な影響を受けた神奈川県内の宿泊事業者を支援するため、感染防止対策に必要となる設備等の導入経費や、ワーケーションスペースの設置等の新たな需要に対応するための取組に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 宿泊事業者

旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受け、県内の宿泊施設において旅館業を営む者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。

(2) 補助事業者

補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者をいう。

(3) 感染防止対策取組書

店舗・施設等が、業種ごとに定められたガイドライン等に沿って実施する感染防止対策を県のシステムに登録し、その内容を店頭等に掲示したものをいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、感染防止対策取組書を施設内等に掲示している宿泊事業者が、令和2年5月14日以降に着手し令和4年1月31日までに完了する次の事業とする。ただし、既に国、本県及び他の地方公共団体から補助金の交付を受けた事業を除くものとする。

(1) 感染防止対策に必要となる設備等の導入事業

(2) 新たな需要に対応するための体制整備事業

(補助対象経費)

第4条 補助の対象とする経費は、別表のとおりとする。

2 消費税及び地方消費税相当額は補助の対象外とする。

(補助額の算出方法)

第5条 補助額は、補助対象経費に別表の補助率を乗じた額以内とする。ただし、別表の上限額を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(申請書の提出期日等)

第6条 補助事業者は、神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金交付申請書（第1号様式）を、別に定める期日までに提出するものとする。

2 前項の申請書を提出した後、交付決定前に事業に着手する場合は、事前に届出を行うものとする。

なお、申請時点で事業に着手している場合も同様とする。

3 申請時点で全ての事業が完了しており精算額での申請及び実績報告を行う場合は、神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金交付申請書兼事業実績報告書（第2号様式）を提出するものとする。

4 規則第3条第2項第4号の規定による申請書に添付すべき書類は、別に定めるものとする。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査した上で補助金の交付を決定したときは、神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金交付決定通知書（第3号様式）により、前条第3項の規定による申請書の提出があった場合においては、神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金精算交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

2 前条第1項及び第3項の規定による申請書の提出があった場合において、不交付を決定したときは、神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金不交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りではない。

ア 補助事業の内容にあつては、補助対象経費の20%以内の変更であり、かつ、補助金額の増額を伴わない場合

イ 別表に掲げるそれぞれの補助対象品目毎の補助対象経費において、その内訳を変更するときで、変更を行う内訳額のいずれか低い額の20%以内の変更をする場合

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(変更の申請及び承認)

第9条 前条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合において、交付決定額の変更を伴わないときは、神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金変更承認申請書（第6号様式）に変更の内容及び理由を記載し、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、変更が適当であると認めるときは、神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金変更承認通知書（第7号様式）

により、適当であると認めなかったときは、神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金変更不承認通知書（第8号様式）により通知するものとする。

3 前条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合において、交付決定額の変更を伴うときは、神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金変更交付申請書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による申請があった場合において、変更が適当であると認めたときは、神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金変更交付決定通知書（第10号様式）により、適当であると認めなかったときは、神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金変更交付不承認通知書（第11号様式）により通知するものとする。

（中止、廃止の承認）

第10条 第8条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金中止・廃止承認申請書（第12号様式）に中止、廃止の内容及び理由を記載し、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、中止、廃止が適当であると認めたときは、神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金中止・廃止承認及び交付決定取消通知書（第13号様式）により、通知するものとする。

3 中止、廃止が適当であると認めなかったときは、神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金中止・廃止不承認通知書（第14号様式）により通知するものとする。

（申請の取下げができる期間）

第11条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げができる期間は、交付の決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日までとする。

（状況報告及び調査）

第12条 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

（決定の取消し）

第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したときその他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。

(3) 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適當な行為を行ったとき。

（補助金の返還）

第14条 補助事業者は、前条の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(実績報告)

第15条 規則第12条の規定による実績報告は、第6条第3項の規定による場合を除いて、神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金実績報告書（第15号様式）に別に定める書類を添付して、補助事業の完了した日から起算して20日を経過した日までに行わなければならない。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の翌日をもってその期限とみなすものとする。

(補助金の額の確定及び支払)

- 第16条 知事は、第6条第3項又は前条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する。
- 2 知事は、前項の規定により確定した額が交付決定額と相違する場合には、神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金確定通知書（第16号様式）により確定額を通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の額の確定を行った後、精算交付を行うものとする。

(財産の管理)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(財産の処分の制限)

第18条 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により、知事が定める財産の種類は、次のとおりとする。

財産の種類	期間
(1) 不動産及びその従属物	10年
(2) 上記以外のもの	5年（ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において、耐用年数が5年未満のものはその年数とする。）

- 2 補助事業者は、規則第17条に規定する知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金財産処分承認申請書（第17号様式）を知事に提出するものとする。
- 3 規則第17条の規定により、知事の承認を得て処分したことにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(書類の整備等)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当

該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。
- 3 証拠書類等の保存期間が満了しない間に補助事業者が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（届出事項）

第20条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 補助事業者の所在地、名称又は代表者を変更したとき。
- (2) 補助事業者が合併又は解散したとき。
- (3) その他知事が認めたとき。

（暴力団の排除）

第21条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
 - (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの。
 - (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの。
- 2 知事は、必要に応じ、補助事業者が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報や神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
- 3 知事は、補助事業者が、第1項各号のいずれかに該当すると判明したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合、補助金の返還については、第14条の規定を準用する。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月16日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

補助事業	補助対象品目	補助率	上限額
①感染防止対策に必要な設備等の導入事業	<p>1 消毒・衛生関係</p> <p>(1) 手指の消毒設備</p> <p>(2) 消毒液、除菌液（アルコール液、次亜塩素酸水、亜塩素酸水、界面活性剤含有洗浄剤、漂白剤）※</p> <p>(3) 消毒用清拭用ペーパー※</p> <p>(4) 使い捨てコップ、皿、箸※</p> <p>(5) 食器保護カバー（容器のふた、ふた付き容器）</p> <p>(6) アクリル板</p> <p>(7) 透明ビニールカーテン</p> <p>(8) 体温計</p> <p>(9) サーモカメラ</p> <p>(10) ビニールシート</p> <p>(11) 除菌マット</p> <p>(12) マスク※</p> <p>(13) パーテーション</p> <p>(14) フェイスシールド※</p> <p>(15) 使い捨て手袋※</p> <p>(16) 洗面所等でのペーパータオル設備</p> <p>(17) 自動水栓装置</p> <p>(18) 自動ソープディスペンサー</p> <p>(19) 加湿器</p> <p>(20) 空気清浄機</p> <p>(21) 空気清浄機付き空調機</p> <p>(22) 換気用扇風機、サーキュレーター</p> <p>(23) 換気機能付き空調機</p> <p>(24) その他換気設備</p> <p>(25) オゾン発生装置</p> <p>(26) 除菌剤の噴霧装置</p> <p>(27) 紫外線照射機</p> <p>(28) (1)から(27)までの品目（機器・装置）の改良、設置に係る費用</p> <p>(29) 施設の抗菌化（壁紙、塗装等）</p> <p>(30) 専門家による感染症対策に係る検証に要する経費 注 消耗品は※を付した補助対象品目の令和2年度分に限る。</p> <p>2 混雑の「見える化」システムの整備</p> <p>(1) カメラ、モニター等機器購入</p> <p>(2) ネットワーク回線設置費用</p> <p>(3) 設置工事費（ルート調査、配線工事、設置費等）</p> <p>(4) CO2濃度測定器</p>	<p>令和2年 5月14日 以降着手 分： 2分の1</p> <p>令和3年 4月1日 以降着手 分： 4分の3</p> <p>※令和3 年9月16 日消印以 降の申請 は2分の 1</p>	<p>1施設： 500万円</p> <p>※①と② の合計</p>

	<p>3 非接触設備</p> <p>(1) モバイル等による非接触型チェックイン、チェックアウトシステム</p> <p>(2) 宿泊カードのオンライン化（電子宿泊台帳等）</p> <p>(3) 生体認証やモバイル端末によるキーレスシステム</p> <p>(4) カード決済による非対面決済（カード決済端末等）</p> <p>(5) セルフレジの設置</p> <p>(6) 人感センサー付き照明器具の設置</p> <p>(7) ドアの改修（自動ドア、レバー式ドアノブ導入）</p> <p>(8) 施設内のソーシャルディスタンス確保のための改修工事</p>		
<p>②新たな需要に対応するための体制整備事業</p>	<p>1 通信環境整備</p> <p>(1) スマートフォン等携帯電話の充電機器購入費</p> <p>(2) 公衆無線LAN機器購入費</p> <p>(3) 公衆無線LANネットワーク回線の設置に係る費用</p> <p>(4) (1)から(3)までの設置工事費</p> <p>2 外国人対応整備</p> <p>(1) 観光案内板の作成、設置</p> <p>(2) 観光マップ、観光ガイドブック、観光パンフレット等の作成に係る費用</p> <p>(3) 観光アプリ及び観光ウェブサイトの作成及びリニューアルに係る費用</p> <p>(4) 音声案内ツールの整備に係る費用</p> <p>(5) 自動翻訳機整備</p> <p>3 バリアフリー整備</p> <p>(1) スロープ整備、段差解消整備、手すり設置、視覚障害者用誘導ブロック整備、点字・音声等</p> <p>(2) ピクトグラム等案内板整備、車椅子利用者用トイレ整備、オストメイト対応トイレ整備等</p> <p>4 トイレ整備事業</p> <p>(1) 便器及び手洗い場の改修、増設に係る費用</p> <p>(2) 内外装のリフォームに係る費用</p> <p>5 テイクアウトの取組に係る費用</p> <p>6 マイクロツーリズム、ワーケーション等に対応したコンテンツ開発に係る事業</p> <p>7 その他新たな需要に対応するための取組に要する経費として知事が認めたもの</p>		

※該当する年度のいずれかに○

令和2年度	
令和3年度	

第1号様式（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地
法人名
代表者職・氏名〔個人にあつては、氏名〕印

神奈川県宿泊施設感染症対策等事業について、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 対象施設（旅館業法許可施設）

- (1) 許可番号 : 第 号
(2) 施設の名称 :
(3) 施設の所在地 :
(4) 営業の種類 :

2 交付申請額

金 _____ 円

3 添付書類

- (1) 役員等氏名一覧表
(2) 補助事業計画書兼収支内訳書
(3) 申請する経費の「見積書」
(4) 法人：貸借対照表及び損益計算書（直近1期分）
履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（原本）
個人：直近の確定申告書又は開業届（決算期を迎えていない場合）の写し
(5) 旅館業営業許可証の写し
(6) 店舗・施設の店頭等に感染防止対策取組書を掲示したことを証する写真
(7) 誓約書
(8) その他知事が必要と認める書類

〔 担当者所属・氏名
電話番号
メールアドレス 〕

※該当する年度のいずれかに○

令和2年度	
令和3年度	

第2号様式（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金交付申請書兼事業実績報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

申請者名
代表者職・氏名 [個人にあつては、氏名] 印

神奈川県宿泊施設感染症対策等事業について、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請し、実績を報告します。

1 対象施設（旅館業法許可施設）

- (1) 許可番号 : 第 号
- (2) 施設の名称 :
- (3) 施設の所在地 :
- (4) 営業の種類 :

2 交付申請額（実績額）

金 円

3 添付書類

- (1) 役員等氏名一覧表
- (2) 補助事業報告書兼収支内訳書
- (3) 経費支出を証する書類
- (4) 法人：貸借対照表及び損益計算書（直近1期分）
履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（原本）
個人：直近の確定申告書又は開業届（決算期を迎えていない場合）の写し
- (5) 旅館業営業許可証の写し
- (6) 店舗・施設の店頭等に感染防止対策取組書を掲示したことを証する写真
- (7) 誓約書
- (8) その他知事が必要と認める書類

[担当者所属・氏名
電話番号
メールアドレス]

第 号
年 月 日

神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金交付決定通知書

様

神奈川県知事 印

年 月 日付けで申請のありました神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額

円

2 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった神奈川県宿泊施設感染症対策等事業（以下「補助事業」という。）とし、その内容及び補助事業の経費の配分は申請書記載のとおりとします。
- (2) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。ただし、神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条第1項第1号ただし書きで規定する軽微な変更については、この限りではありません。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。
- (5) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収することがあります。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したときその他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくは、これに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
 - ウ 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適當な行為を行ったとき。
- (6) この補助金は、実績報告書に基づき、精算交付します。
- (7) その他、規則及び要綱の定めるところに従わなければなりません。

3 この補助金に係る実績報告は、要綱第15条の規定により、知事に提出しなければなりません。

4 補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理しなければなりません。また、取得財産等の処分に当たっては、要綱第18条第2項の規定により、財産処分承認申請書を提出し、知事の承認を受けるものとします。ただし、取得等完了日から要綱第18条第1項に規定する期間

を経過した場合は、この限りではありません。知事の承認を得て処分したことにより収入があったときは、当該収入のうち補助金に係る部分の返還を命じることがあります。

- 5 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければなりません。また、保存期間が満了しない間に補助事業者が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。
- 6 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この交付決定通知書を受領した日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができます。

（ 問合せ先 ）

第 号
年 月 日

神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金精算交付決定通知書

様

神奈川県知事 印

年 月 日付けで申請のありました神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金の精算交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額

円

2 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった神奈川県宿泊施設感染症対策等事業（以下「補助事業」という。）とし、その内容及び補助事業の経費の配分は申請書記載のとおりとします。
- (2) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
 - また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収することがあります。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したときその他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくは、これに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
 - ウ 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適當な行為を行ったとき。
- (3) この補助金は、申請書兼事業実績報告書に基づき、精算交付します。
- (4) その他、規則及び神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の定めるところに従わなければなりません。

3 補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理しなければなりません。また、取得財産等の処分に当たっては、要綱第18条第2項の規定により、財産処分承認申請書を提出し、知事の承認を受けるものとします。ただし、取得等完了日から要綱第18条第1項に規定する期間を経過した場合は、この限りではありません。知事の承認を得て処分したことにより収入があったときは、当該収入のうち補助金に係る部分の返還を命じることがあります。

4 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければなりません。また、保存期間が満了しない間に補助事業者が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。

5 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この交付決定通知書を受領した日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができます。

（ 問合せ先 ）

第5号様式（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第 号
年 月 日

神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金不交付決定通知書

様

神奈川県知事 印

年 月 日付けで申請のありました神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

（交付しない理由）

（ 問合せ先 ）

第6号様式（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金変更承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地
法人名
代表者職・氏名〔 個人にあつては、氏名 〕 印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金に係る事業について、次のとおり変更したいので申請します。

1 対象施設（旅館業法許可施設）

- (1) 許可番号 : 第 号
(2) 施設の名称 :

2 変更の内容

変更前	変更後

3 変更の理由

〔 担当者所属・氏名
電話番号
メールアドレス 〕

第7号様式（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第 号
年 月 日

神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金変更承認通知書

様

神奈川県知事 印

年 月 日付で変更承認申請のありました神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金に係る事業については、承認することとしたので、神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

（ 問合せ先 ）

第8号様式（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第 号
年 月 日

神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金変更不承認通知書

様

神奈川県知事 印

年 月 日付で変更承認申請のありました神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

（承認しない理由）

（ 問合せ先 ）

神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金変更交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地
法人名
代表者職・氏名 } 個人にあつては、氏名 } 印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金に係る事業について、次のとおり変更し、補助金の交付を受けたいので申請します。

1 対象施設（旅館業法許可施設）

- (1) 許可番号 : 第 号
(2) 施設の名称 :

- 2 交付申請額（変更後） 円
（既決定額 円）

[交付申請額（変更後）の積算]

※ 別途、補助対象経費の収支内訳書及び算定根拠（機器等設置事業者又は工事事業者の見積書等の写し）を添付すること。

3 変更の内容

変更前	変更後

4 変更の理由

} 担当者所属・氏名
電話番号
メールアドレス }

第 号
年 月 日

神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金変更交付決定通知書

様

神奈川県知事 印

年 月 日付けで申請のありました神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額（変更後） 円
（既決定額 円）

2 補助条件

- (1) この補助金変更の対象となる事業の内容及び補助事業の経費の配分は、年 月 日付けで申請のあった神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金変更交付申請書記載のとおりとします。
- (2) この変更交付決定に伴う補助金の交付は、実績報告書に基づき、交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付します。
- (3) この変更交付決定の内容又は条件に不服のあるときは、この変更交付決定通知書を受領した日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができます。
- (4) その他の交付条件については、年 月 日付け神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金交付決定通知書のとおりとします。

問合せ先

第11号様式（第9条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

第 号
年 月 日

神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金変更交付不承認通知書

様

神奈川県知事 印

年 月 日付けで申請のありました神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金交付要綱第9条第4項の規定により通知します。

（承認しない理由）

（ 問合せ先 ）

第12号様式（第10条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

法人名

代表者職・氏名 [個人にあつては、氏名] 印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金に係る事業を次のとおり中止・廃止したいので、申請します。

1 対象施設（旅館業法許可施設）

- (1) 許可番号 : 第 号
(2) 施設の名称 :

2 中止・廃止の内容

3 中止・廃止の理由

[担当者所属・氏名
電話番号
メールアドレス]

第13号様式（第10条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

第 号
年 月 日

神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金中止・廃止承認及び交付決定取消通知書

様

神奈川県知事 印

年 月 日付けで中止・廃止承認申請のありました神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金に係る事業については、承認することとし、補助金の交付の決定を取り消したので、神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

問合せ先

第14号様式（第10条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

第 号
年 月 日

神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金中止・廃止不承認通知書

様

神奈川県知事 印

年 月 日付けで中止・廃止承認申請のありました神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定により通知します。

（承認しない理由）

（ 問合せ先 ）

※該当する年度のいずれかに○

令和2年度	
令和3年度	

第15号様式（第15条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金実績報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

法人名

代表者職・氏名〔個人にあつては、氏名〕 印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金に係る補助事業の実績について、次のとおり報告します。

区 分	金 額
A 交付決定額	
B 補助金確定額	
C 差引額（A－B）	

1 対象施設（旅館業法許可施設）

- (1) 許可番号 : 第 号
(2) 施設の名称 :

2 添付書類

- (1) 補助事業報告書兼収支内訳書
(2) 経費支出を証する書類
(3) その他知事が必要と認める書類

〔担当者所属・氏名
電話番号
メールアドレス〕

第 16 号様式（第 16 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

第 号
年 月 日

神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金確定通知書

様

神奈川県知事 印

年 月 日付け神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金交付決定通知により
交付決定した補助金については、年 月 日付けで提出された神奈川県宿泊施設感染症
対策等事業費補助金実績報告書に基づき、交付額を 円に確定したので、神奈川県
宿泊施設感染症対策等事業費補助金交付要綱第16条第2項の規定により通知します。

問合せ先

第17号様式（第18条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金財産処分承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

法人名

代表者職・氏名 [個人にあつては、氏名] 印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた神奈川県宿泊施設感染症対策等事業費補助金により取得等した財産について、次の理由により処分を行うため、承認を受けたく申請します。

1 対象施設（旅館業法許可施設）

(1) 許可番号 : 第 号

(2) 施設の名称 :

2 処分を行う財産

3 処分の内容

4 処分の理由

[担当者所属・氏名
電話番号
メールアドレス]